

駐車場使用契約書

湘南西部住宅管理組合（以下「甲」という）と団地居住者（以下「乙」という）との間に甲が経営する駐車場に乙の所有する下記自動車を駐車させるため次条以下の条件で契約を締結する。

自動車の表示

1. 車両型式 _____ 2. 車両登録番号 _____

(駐車場所)

第1条 本 契約に基づき駐車させる場所は次のとおりとする。

所在

駐車位置 第 号

(契約期間)

第2条 本契約の期間は令和 年 月 日より令和 年 月 日までの1カ年間とする。

(駐車料)

第3条 駐車料は月額金 円也と定め、乙は本契約締結と同時に当該月分を支払い、爾後毎月27日に限りその月分を甲に支払うものとする。ただし、1ヶ月に満たないときは日割計算とする。

(敷金)

第4条 乙は本契約締結と同時に敷金として金 9,000 円を甲に支払わなければならない。敷金には利息を附さない。

2. 敷金は賃貸借契約を解除し、自動車を退場したときに返還する。ただし、駐車料その他乙の負担に属する一切の債務があるときは敷金より控除し、なお不足を生ずる場合は甲の指定するところにより納付しなければならない。

(転貸禁止)

第5条 乙は事由の如何を問わず本契約に基づく駐車場所の使用権を他に譲渡、転貸しまたは第三者をして使用せしめてはならない。

(料金の変更)

第6条 甲は電灯料、水道料等の変更若しくは施設の改善、または経済の変動などの事由により必要と認めるときは、契約期間中といえども1ヶ月の予告期間をおき、料

様式-23（駐車場使用細則第5条）

金を相当額に変更することができる。

(規定の遵守)

第7条 乙は駐車場の使用に際しては、甲の定める駐車場使用細則等および甲の指示を遵守しなければならない。

(解約)

第8条 本契約の期間中といえども、甲または乙は1カ月以上の予告期間をおき相手方に解約を申入れることができる。この場合は、解約の申入れの到達した日より起算し予告期間の経過と同時に本契約は終了する。

(契約解除)

第9条 乙が次の各号に該当するときは、甲は何等の通知催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1)乙が第3条に定められた駐車料の支払いを2カ月以上遅滞したとき
- (2)乙が第5条の規定に違反したとき
- (3)その他乙が甲の定める駐車場使用細則に違反したとき

(保管責任の免責)

第10条 天災、地変、火災、盗難、その他甲の責に帰すべからざる事由によって乙の自動車に損害を生じても甲は一切の責任を負わない。

本契約を証するため本書を2通作成し、甲、乙各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 湘南西部住宅管理組合

乙 住所

棟 号室

氏名 (印)